

知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領

改正	平成11年 9月27日	平成12年 3月13日
	平成13年 3月19日	平成14年 3月11日
	平成16年 3月11日	平成18年 3月13日
	平成20年 3月10日	平成22年 3月 8日
	平成24年 3月 5日	平成26年 3月10日
	平成30年 3月 5日	令和 4年 3月 7日
	令和 6年 3月 6日	

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市指名審査会設置要綱第7条の規定に基づき、知多市が発注する土木一式工事及び建築一式工事の請負契約に係る一般競争入札並びに工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望業者」という。）に必要な資格、格付等の審査その他必要な事項について定めるものとする。

(資格審査及び格付の範囲)

第2条 資格審査は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める種類について行うものとする。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1の上欄に定める種類
- (2) 設計、測量、建設コンサルタント等業務 別表第1に掲げる種類
- (3) 物品等 別表第2に掲げる種類

2 資格審査の結果に基づく格付は、前項第1号の建設工事について、当該建設工事の種類ごとに行うものとする。

(資格審査申請)

第3条 入札参加希望業者は、入札に参加を希望する種類に係る前条第1項の区分ごとに、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める申請方法により入札資格審査申請をしなければならない。

- (1) 建設工事及び設計、測量、建設コンサルタント等業務 あいち電子調達共同

システム（CALS／EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信する。

(2) 物品等 あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信する。

2 前項の申請には、別表第3に定める書類等のうち、「○」で指定する書類等を添付しなければならない。

（申請要件）

第4条 第2条第1項第1号に定める種類について、前条の申請をしようとする者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 法第3条の規定による許可を受けていること。

(2) 令和5年知多市告示第121号に規定する審査基準日の期間内に行われた法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

2 第2条第1項第2号に定める種類のうち、次の各号に掲げる種類について、前条の申請書を提出しようとする者は、当該各号に定める要件を満たしていなければならない。

(1) 設計（建築設計・監理） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による建築士事務所登録を受けていること。

(2) 測量（一般測量） 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者登録を受けていること。

(3) 測量（航空写真測量） 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者登録を受けていること。

(4) その他（前各号に属さない設計、測量、建設コンサルタント等業務） 営業に許可、登録等が必要とされるものにあつては、当該許可、登録等があること。

（申請の受付）

第5条 第3条第1項に規定する申請の受付は、隔年の定時受付を原則とし、定時受付と定時受付の間は随時受付を行うものとする。

2 前項の定時受付又は随時受付の期間は、市長が定める。

（資格審査）

第6条 資格審査は、第3条の規定により入札参加希望業者からの申請及び添付書類により行うものとし、当該入札参加希望業者が入札参加者として適当であるか否かを審査する。

(格付審査)

第7条 格付審査は、前条の審査の結果、入札参加業者として適当であると認めた入札参加希望業者のうち、第2条第1項第1号に定める種類に係る入札参加希望業者について、経営事項審査による総合数値と別表第4の格付基準を照合して行うものとする。

(資格の承認及び格付の決定並びに公表)

第8条 前2条の審査結果に基づく資格の承認及び格付の決定は、市長が行う。

2 前項の規定により、入札参加業者として適当であると認められた入札参加希望業者（以下「有資格者」という。）について、市長はこれを有資格者名簿に登録するものとする。

3 前項の有資格者名簿は、公表する。

(変更申請)

第9条 有資格者は、第3条第1項第1号の規定により申請をした内容に変更等が生じたときは、速やかに、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、申請書フォームに入力し送信することで変更申請をしなければならない。

2 有資格者は、第3条第1項第2号の規定により申請をした内容に変更等が生じたときは、速やかに、あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、申請書フォームに入力し送信することで変更申請をしなければならない。

3 前2項の変更申請に伴い、第3条第2項により提出した書類に変更等が生じた場合は、変更後の書類等を提出しなければならない。

(承継申請)

第10条 第2条第1項各号に掲げる区分について資格の承認を受けた有資格者が次の各号に掲げる事由により入札参加資格を失った場合に、当該各号に定める者でその資格を承継しようとする者は、速やかに、あいち電子調達共同システム（C

A L S / E C) 及びあいち電子調達共同システム (物品等) にアクセスし、申請書フォームに入力し送信することで承継の申請をしなければならない。

- (1) 個人である有資格者が法人を設立したとき 当該法人の代表者
- (2) 個人である有資格者が死亡、老齢、疾病その他の理由により営業できなくなったとき 当該有資格者の後継人
- (3) 法人である有資格者が合併により消滅し、又は営業権譲渡により入札参加資格を失ったとき 合併により合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人 (公正取引委員会へ合併届を提出し、受理されているものに限る。) 又は営業権譲渡を受けた法人の代表者

2 前項の承継申請には、別表第 3 に定める書類等のうち、当該承継を証明するのに必要な書類を添付しなければならない。

(格付の変更)

第 1 1 条 第 8 条の規定により決定された有資格者の格付は、前年度の工事成績に基づき次により変更することができる。

- (1) 評価対象工事件数が 3 件以上あって、当該評価の平均点が 8 5 点以上の場合
は、1 等級上位に変更する。
- (2) 評価対象工事件数が 3 件以上あって、当該評価の平均点が 6 5 点未満の場合
は、1 等級下位に変更する。ただし、平均点が 5 5 点未満でかつ前年度においても格付を下位に変更した場合は、2 等級下位に変更する。
- (3) 評価対象工事件数に関わらず、1 件でも 5 0 点未満のものがあつた場合は、
1 等級下位に変更する (前号ただし書に掲げる場合を除く。) 。

2 前項の規定による格付の変更は、工事の種類ごとに行うものとする。

(変更申請等の承認又は決定)

第 1 2 条 第 9 条の規定による変更申請、第 1 0 条の規定による承継申請及び前条の規定による格付の変更 (以下「変更申請等」という。) についての内容の審査並びに承認及び決定は、第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

(入札参加資格及び格付の有効期間)

第 1 3 条 第 8 条の規定により有資格者名簿に登録された有資格者の入札参加資格及び格付の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定時受付に係る入札参加資格及び格付 第8条の承認及び決定の日から翌々年の当該承認及び決定の日まで

(2) 随時受付に係る入札参加資格及び格付 第8条の承認及び決定の日から定時受付に係る入札参加資格及び格付の有効期間の満了の日まで

2 前項の規定に関わらず、前条の規定により変更申請等の内容が承認され、及び決定された有資格者の変更後の入札参加資格及び格付の有効期間は、同条の承認及び決定の日から定時受付に係る入札参加資格及び格付の有効期間の満了の日までとする。ただし、格付の変更に係る部分の有効期間は、別表第5に定める期間とし、期間満了後は、第8条の規定により決定した格付に戻すとともに、当該格付の有効期間は、参加資格の有効期間の満了の日までとする。

(廃業申請)

第14条 資格の承認を受けた有資格者が営業を廃止することとなったときは、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める者が、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる区分については、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)に、第2条第1項第3号に掲げる区分については、あいち電子調達共同システム(物品等)にアクセスし、申請書フォームに入力し送信することで廃業申請をしなければならない。

(1) 個人である場合において、有資格者が死亡したとき 相続人

(2) 法人が合併により消滅したとき 役員であった者

(3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき 精算人

(4) 前各号によらないとき 個人又は法人の役員であった者

2 市長は、前項の廃業申請を受理したときは、第8条に規定する有資格者名簿から当該有資格者を削除するものとする。

(公表)

第15条 この要領は、公表する。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は指名審査会の審査を経て市長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 知多市建設工事等請負業者の格付及び選定要項は、廃止する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設計、測量、建設コンサルタント等業務

種 類	内 容
設計（建築設計・監理）	建築物の設計、工事監理、工事の契約事務及び工事の指導監督を行う業務
設計（設備設計・監理）	建築設備の設計及び工事監理並びに設備工事の契約事務、指導監督を行う業務
測量（一般測量）	三角測量、多角測量、水準測量、地形測量及び平面測量（空中写真によるものを除く。）等の測量業を行う業務
測量（航空写真測量）	空中写真測量、空中写真図化地形測量及び平面測量（一般測量によるものを除く。）等の測量業を行う業務
土木関係建設コンサルタント（河川、砂防及び海岸・海洋）	治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川（ダムを含む。）、砂防（地滑り防止を含む。）若しくは海岸・海洋に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（港湾及び空港）	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（道路）	道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（上水道及び工業用水道）	上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（下水道）	下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（農業土木）	かんがい排水、耕地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（森林土木）	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント（水産土木）	漁港計画若しくは沿岸漁場計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務

土木関係建設コンサルタント (造園)	公園緑地計画に関する調査、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント (都市計画及び地方計画)	都市計画及び地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント (土質及び基礎)	事業別の部門に係る土質に関する調査、企画、立案若しくは助言又は事業別の部門に係る構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント (鋼構造及びコンクリート)	事業別の部門に係る鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理を行う業務
土木関係建設コンサルタント (建設環境)	上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木を除く事業別の部門に係る自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する調査、企画、立案若しくは助言並びに環境影響評価又は自然環境及び生活環境の保全及び創出に関する工事の設計若しくは監理を行う業務
地質調査	地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に係る調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務
補償関係コンサルタント (土地調査)	公共事業に必要な登記（所有権移転保存）又は供託に関する手続きについての代理並びに公共事業に係る不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続又は審査請求の手続を行う業務
補償関係コンサルタント (土地評価)	公共事業に必要な土地家屋の取得又は使用に関する評価業務
補償関係コンサルタント (物件調査)	公共事業に必要な土地家屋等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償又はこれらに関する業務（直接的補償）
補償関係コンサルタント (事業損失)	公共事業に伴う損失の補償又はこれらに関する業務（間接的補償）

別表第2（第2条関係）

物品等

分類	種類	内容
1	物品の製造・販売	コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、 医療・理化学・計測機器、 一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、 農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、 看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、 写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、 警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、 繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、 厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、 文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、 学校教材等、電力、贈答用品、図書、 特殊物品
2	物品の買受け	不用品買受
3	役務の提供等	建物等各種施設管理、 運搬・保管等、 映画等製作・広告・催事、 自動車等点検整備、 給食、 検査・測定、調査委託、 コンピュータサービス、 航空写真・図面、 クリーニング、 リース・レンタル、 保険業、 旅客業、 審査業務、 外国語、 その他の業務委託等

別表第3（第3条関係）

入札参加資格申請書添付書類等

建設工事	設計、測量、建設コンサルタント等業務	物品等	書類等
○	○	○	履歴事項全部証明書 （法人の場合で、知多市が代表審査自治体又は共通審査自治体の場合のみ知多市に提出）
○	○	○	代表者の身元（分）証明書 （個人の場合で、知多市が代表審査自治体又は共通審査自治体の場合のみ知多市に提出） ※本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書。日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
○	○	○	代表者の登記されていないことの証明書（法務局登記官が後見登記ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことを証明したもの） （個人の場合で、知多市が代表審査自治体又は共通審査自治体の場合のみ知多市に提出）
○	○	○	納税証明書（国税） （知多市が代表審査自治体又は共通審査自治体の場合のみ知多市に提出） ・法人（法人税、消費税及び地方消費税） 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（その3の3）を提出 ・個人（所得税、消費税及び地方消費税） 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）を提出

○	○	○	<p>納税証明書（愛知県税） （知多市が代表審査自治体又は共通審査自治体の場合のみ知多市に提出）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人（法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割） ・個人（個人事業税及び自動車税種別割） <p>※法人、個人とも愛知県県税事務所が発行する納税証明書（未納税額がないこと用）を提出</p> <p>※愛知県に納税義務がないときは「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出（様式はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）又はあいち電子調達共同システム（物品等）からダウンロードすること）</p>
○			<p>雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っている者であることを証する書類</p> <p>※最新の経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている者は、提出不要</p> <p>※届出を行う義務のない者は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」を提出（様式はあいち電子調達共同システム（CALS/EC）からダウンロードすること）</p>

- 備考
- 1 添付書類等として提出を要するものは、「○」印を付したものとする。
 - 2 各種証明書類は、申請日において発行日から3か月以内のものとする。
 - 3 添付書類等は、鮮明であれば写しでも可とする。

別表第4（第7条関係）

格付基準

	総 合 数 値	等級
土 木 一 式 、 舗 装 工 事	1 0 0 0 点以上	A
	7 0 0 点以上 1 0 0 0 点未満	B
	6 0 0 点以上 7 0 0 点未満	C
	6 0 0 点未満	D
建 築 一 式 工 事	9 5 0 点以上	A
	7 0 0 点以上 9 5 0 点未満	B
	5 5 0 点以上 7 0 0 点未満	C
	5 5 0 点未満	D
電 気 工 事	9 0 0 点以上	A
	7 0 0 点以上 9 0 0 点未満	B
	5 5 0 点以上 7 0 0 点未満	C
	5 5 0 点未満	D
管 、 水 道 施 設 工 事	8 5 0 点以上	A
	6 5 0 点以上 8 5 0 点未満	B
	5 0 0 点以上 6 5 0 点未満	C
	5 0 0 点未満	D
そ の 他 の 工 事	8 5 0 点以上	A
	7 0 0 点以上 8 5 0 点未満	B
	5 5 0 点以上 7 0 0 点未満	C
	5 5 0 点未満	D

別表第5（第13条関係）

格付の変更に係る部分の有効期間

種 別		期 間
(1)		<p>評定対象工事件数が3件以上あって、当該評定の平均点が85点以上の場合、1等級上位に変更する。</p> <p>変更のあった年度限り。</p>
(2)	ア	<p>評定対象工事件数が3件以上あって、当該評定の平均点が65点未満60点以上の場合、1等級下位に変更する。</p> <p>変更決定の日から3か月。ただし、前年度においても格付を下位に変更した場合は、変更決定の日から6か月</p>
	イ	<p>評定対象工事件数が3件以上あって、当該評定の平均点が60点未満55点以上の場合、1等級下位に変更する。</p> <p>変更決定の日から6か月。ただし、前年度においても格付を下位に変更した場合は、変更のあった年度限り。</p>
	ウ	<p>評定対象工事件数が3件以上あって、当該評定の平均点が55点未満の場合、1等級下位に変更する。ただし前年度においても格付を下位に変更した場合は、2等級下位に変更する。</p> <p>変更のあった年度限り。ただし、前年度においても格付を下位に変更した場合は、変更決定の日から6か月は、2等級下位とし、それを経過した日から年度限りは、1等級下位とする。</p>
(3)		<p>評定対象工事件数に関わらず、1件でも50点未満のものがあつた場合は、1等級下位に変更する。（前号ただし書に掲げる場合を除く。）。</p> <p>変更のあった年度限り。</p>